

令和6年4月1日

特定非営利活動法人キャリアデザイン研究所年会費・報酬規程

特定非営利活動法人キャリアデザイン研究所（以下CDI）は社会的に困難を抱える若者とその家族を支援するために高い志に基づいたボランティア精神による社会貢献活動を行うことを理念とする。このための事業経費（事務所経費・管理費）は、①会員の年会費と寄付②一般の寄付③独自事業の収入④目的に沿った事業受託事業収入からの一部負担金により成り立っている。この④目的に沿った事業受託事業収入から一部負担金とは、①②③では賄いきれないCDI運営費を受託事業実施のため雇用契約、労働契約を締結する際に取り決めた給与賞与、および報酬から一定の比率により徴収するものである。この規定はこれらの報酬、負担金および営業手数料・営業手当などについて下記のとおり定める。なお、この規程における実費交通費とはIC料金を原則とする。

第1条 CDIの事業とは①地域若者サポートステーション事業を始め、②自治体向け若者自立支援委託事業および就労支援事業③キャリア教育受託事業④民間企業のニート・フリーター自立支援・就労支援受託事業⑤企業・公共団体向け講師派遣事業⑥その他の受託事業・「さなぎの会」ひきこもり家族会、親セミナー、相談事業他CDI独自の事業等をいう。

第2条 会費および寄付

会費は入会金10,000円、年会費7,000円とし、寄付金3,000円（任意）をCDIへの寄付とする。

第3条 営業活動または第三者の紹介等により受託した事業について、会員・外部講師への報酬及び負担金を下記のとおり定める。

（講師・カウンセラーの報酬・雇用労働者負担金及び交通費）

- ① 事業責任者は理事長・理事会に事業内容と報酬に関し報告すると共に事業遂行に必要な講師・カウンセラーを指名要請し、報酬条件等を明示した上で事業を遂行する。
- ② 報酬は受託した事業案件ごとに異なるが、実行する講師・カウンセラーに対しては講師報酬・相談料相当額の15%の負担金を賦課する。交通費相当分込みの報酬条件の場合は、交通費相当分を控除した金額に対し、負担金を賦課するものとする。報酬は原則、交通費相当分を含むものとする。但し徒歩圏内（住居又は事業所から活動地域の最寄り駅までの距離が1.5km以内）、もしくはWEB開催については、交

通費相当分は含めない。交通費相当分が発生する場合、一律1,000円を報酬に含め支給する。なお、公共交通機関を利用できない遠隔地などの場合はタクシー利用を認める。その場合は領収書を担当理事に提示し、その金額を交通費相当分として支給する。

公共交通機関を使用した場合の実費交通費が1,000円を超える場合は、開催日前に本人からの申し出により、報酬に含める交通費相当分を、事業ごとに下記のいずれかの方法によりその担当理事が決定する。

- (1) 住居又は事業所から活動地域の最寄り駅までの公共交通機関利用の最も経済的な金額を担当理事が計算のうえ決定する。
- (2) 2,000円とする。
- ③ 雇用労働者への労働条件は雇用契約書にて細目を提示するが、給与負担金として10%（令和2年4月現在）の負担金を賦課する。
負担率については契約時に各自あて書面通知するものとする。
- ④ 負担金率を変更する必要がある案件に関しては、事業責任者は理事長と協議し、理事会にて審議、決定する。

（営業手数料）

- ① 事業基盤を安定・強化する為には理事長をはじめ理事及び会員はC D Iの目的に沿った社会貢献事業等の地道な受託営業活動や企画競争応札などの新規事業開拓を積極的に推進する必要がある。この新規事業開拓成功に対する対価として当該受託営業推進者に対して初年度事業受託に限り上記負担金の内20%を事業年度終了後営業手数料として支払う。
- ② 当該事業を継続する為には毎年の受託営業活動や企画競争応札等の多大な労力と事業現場の努力と成果が必要であり、翌年度委託事業受注のための上記企画提案書作成等多大な労力を要した案件については同推進者に別途営業手当金を支給することとし、金額については当該事業担当理事、事務局長、副理事長、理事長の合意により決定するものとする。
- ③ 当該事業の受注に関し第三者の紹介者がいて受注が円滑に進んだ場合は初年度に限り当該第三者と手数料を折半する。その他のケースについては理事会で協議決定する。
- ④ 当該営業推進者は事業責任者となり、講師・カウンセラーの手配、事業遂行及び管理、翌年度以降の事業継続営業推進を担当する。
- ⑤ 営業手数料及び営業手当金の支払いには負担金は賦課しないものとする。

（給与・賞与規程）

- ① 国や自治体等の公共事業の委託契約において、毎年度単位であるが原則会員をスタ

ップとして雇用し、雇用労働契約を締結し実施する。労働諸条件は、従業員規則及び雇用労働契約に定める。

- ② 厚生労働省関係の就労支援事業や生活困窮者自立支援の福祉サービス事業では国が支払う相談員に対する一定水準の給与レベルがあり、その制約を受ける事が多いが当CDIでは産業カウンセラー・キャリアコンサルタント・精神保健福祉士・臨床心理士・社会福祉士他各種資格を有すると同時に自己研鑽及び各種研修に参加して専門性を磨いている為、下記をフルタイム給与の標準とし、外部に働き掛けるものとする。但し、毎年度毎の国・自治体予算額や入札価格に変動がある関係上支給給与は事業ごとに若干の上下変動がある。

1. センター長兼主任相談員：時給 2, 400円以上（管理者手当込み）
2. 次席主任相談員：時給 1, 900円以上
3. 相談員・キャリアコン：時給 1, 800円以上
4. 事務員・情報管理員：時給 1, 600円以上
5. 臨床心理士相談員：時給 1, 800円以上
6. 就労支援開拓員リーダー：時給 2, 100円以上
7. 同開拓員：時給 1, 800円以上

- ③ 事業受託の契約内容により、賞与又は一時金の支給が認められる場合は、対象スタッフに賞与又は一時金を支給できるものとする。支給内容は受託案件毎に報酬委員会および事業担当理事にて協議の上決定する。

- ④ 雇用労働契約を締結せず、報酬支払いに基づき実施する公共事業及びさなぎの会等独自事業の講師・相談員等の標準報酬は下記の通りとする。なお、事業内容によって時給が下記を下廻ることがある。

1. 講師・臨床心理士：時給 5, 000円以上
2. 相談員・キャリアコン：時給 3, 000円以上

第4条 事業の推進責任者を任命された理事又は特定業務・事業責任者、第三者に対し下記の報酬を支払う。

- ① 事務局長：月額 100, 000円(平成30年4月より週2日勤務)
- ② 経理業務責任者報酬：月額 220, 000円(平成30年5月度より週5日勤務)
- ③ 事業責任者報酬：月額 10, 000円(さなぎの会事業相談事業独自事業等)

*新事業企画プロジェクトチーム、その他事業の拡大に伴い必要な報酬は理事会で審議、決定する。

*報酬を受ける事業責任者は事業結果報告を理事長宛てに実施し、その結果に対して上記の報酬を支払うこととする。

- ④ 上記第3条第2項（営業手数料）及び第4条の①・②・③の報酬及び内部の会員研修会・セミナーの講師謝金等に関しては負担金を賦課しない。

第5条 役員報酬

・理事長：月額200,000円

・副理事長：月額 20,000円

役員報酬はNPO法に基づき「役員報酬を受けるものの数は役員総数の3分の1以下とする」に準じて制定し、負担金は賦課しない。

第6条 理事・会員の交通費支給

理事会出席のための交通費及び理事・会員が新規事業開拓する為の交通費、各種事業のボランティアスタッフやイベントのボランティアスタッフとして協力参加する交通費に関しては実費（IC料金）を支給する。但し、会員研修を兼ねたイベント等については支給しない場合がある。所要交通費は所定の用紙にて事務局に提出する。

第7条 上記規程に定めのない案件や改訂に関しては報酬委員会（理事長、副理事長、事務局長、監事で構成）にて検討し理事会にて審議し決定するものとする。

第8条 本規程は平成30年10月1日より発効するものとする。但し、賞与に関する規程部分は平成31年4月1日以降、また負担金に関する規程部分は令和6年4月1日以降発効する。

（報酬規定改訂履歴）

1. H20年10月11日制定
2. H23年4月9日改定
3. H23年7月8日改定
4. H24年1月6日改定
5. H25年9月30日改定
6. H26年5月14日改定
7. H27年3月25日改定
8. H29年3月17日改定
9. H29年5月12日改定
10. H30年9月25日改定
11. H31年2月8日改定
12. R2年3月31日改定
13. R5年6月17日改定
14. R6年4月1日改定